

## ICカード乗車券取扱規則に関する特約新旧対照表

旧	新
<p>本則</p> <p>第1章 総則 (個人情報の取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>本則</p> <p>第1章 総則 (個人情報の取扱い)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 旅客が、株式会社パスモが定めるアプリケーションソフトを用いてモバイルIC定期乗車券を利用する場合、当該アプリケーションソフトの開発会社およびその関係会社（併せて、以下「開発会社等」という。）に対し、モバイルIC定期乗車券にかかる発行会社・区間名・乗車駅名称・降車駅名称・券種・期間・使用開始日・使用終了日・運賃・継続・経由・発行日および券番号等の個人情報を、株式会社パスモが定める会員規約第8条第1項（利用目的）コ．（次に掲げる第三者提供）④の関連として当該規約に定める開発会社等における利用目的のためその他これらと関連性を有する目的のために、旅客が提供しようとする場合には、旅客に代わって当社が当該開発会社等に当該個人情報を提供するものとし、旅客は同意するものとする。</u></p> <p><u>4 前項による開発会社等への個人情報の提供について、当社は株式会社パスモへ委託するものとする。</u></p>